

J R 東海労
大二運分会

交差点

No. 2 2 8
2 0 0 9 年 3 月 1 2 日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

行政訴訟勝利判決！！

不当労働行為認定！！ (組合掲示物不当撤去)

3月12日、東京地方裁判所は、原告・会社が、被告・国（中労委）を相手に、中労委命令の一部取消しを求めている事件に対し、中労委命令を支持する勝利判決を下しました。

【大労委】

平成15年4月10日に東海労本部と東海労大二運分会が、大阪府労働委員会に救済命令を申し立てました。

平成18年3月23日に以下の救済命令が出されました。

- ①会社による組合掲示物不当撤去51点が不当労働行為である。
- ②山口当時分会長に対する訓告処分は、なかったものとして取り扱い、年末一時金減額分を支払うこと。

【中労委】

この命令に対して、組合側（平成18年4月10日）と会社側（平成18年4月3日）の双方が、不服として中央労働委員会へそれぞれ再審査申し立てを行いました。

平成19年12月19日に地労委命令に沿った形で以下の救済命令が出されました。

- ①会社による組合掲示物不当撤去47点が不当労働行為である。
- ②訓告処分の関係は、大労委命令通りとすること。

【東京地裁】

平成20年2月20日、会社は、中労委命令を不服として東京地裁に救済命令の一部取消を求めて提訴しました。

しかし、平成21年3月12日に以下の内容の勝利判決が出されました。

会社による組合掲示物不当撤去44点が不当労働行為である。

勝利♪勝利♪また勝利♪

会社は悪行の不当労働行為を認め直ちに謝罪しろ！！

